

産業構造審議会 化学・バイオ部会
微生物開放系利用技術小委員会の設置について

平成 17 年 5 月
経済産業省
生物化学産業課

1. 設置の趣旨

産業構造審議会化学・バイオ部会組換え DNA 技術小委員会は、ワーキンググループのもとで、昨年 4 月より、バイオレメディエーションに係る安全性評価に関して審議し、その結果を基に、経済産業省は環境省と共同で本年 3 月に微生物によるバイオレメディエーション利用指針を告示したところである。

当該指針は、微生物の働きを利用して土壌、地下水等の汚染の浄化事業を図る際の安全性評価手法及び管理手法の基本的要件の考え方を示したものであり、事業者は自らが行う浄化事業が当該指針に適合しているかの確認を経済産業大臣及び環境大臣に求めることが出来ることとしている。

以上のことから、当該指針に基づく確認のための適切な審査・運用及びバイオレメディエーションの一層の促進を図るため、これらの知識を有する学識経験者からなる微生物開放系利用技術小委員会を設置することとする。

2. 所掌事項

微生物によるバイオレメディエーション利用指針に係る審査・運用及びバイオレメディエーションの促進のための検討

3. スケジュール

平成 17 年 6 月 20 日：第 1 回開放系利用技術小委員会を開催
(その後、2～3ヶ月に 1 回程度開催予定)

(参考)

微生物開放系利用技術小委員会設置後の 産業構造審議会 化学・バイオ部会組織構成図

